

(表面) (下請負人用)

西脇市契約からの暴力団排除に関する誓約書

下記1の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西脇市条例第26号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団の利益とならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、下記1(2)の元請工事契約の発注者が、この誓約書の写し及び下記2(5)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用することについて同意する。

記

1 元請工事契約

- (1) 契約名 _____
- (2) 発注者
兵庫県西脇市長
- (3) 元請負人
ア 住所
イ 氏名（名称・代表者名）
- (4) 本工事契約の発注者
ア 住所
イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

- (1) 受注者は、条例第2条第1号から第3号で規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者に該当しないこと。
（裏面参照）
- (2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号に該当する者（以下「暴力団関係者」という。）を契約の受注者としなないこと。
- (3) 下請契約等の受注者が暴力団関係者であることが判明したときには、その旨を1(4)の本工事契約の発注者を通じて1(3)の元請人に（以下「手順のとおり」という）報告するとともに、その者を本工事契約から排除すること。
- (4) 受注者が前3号のほか、本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 下請契約等を締結した場合は、下請契約の受注者から、本誓約書と同内容の1(2)の元請工事契約の発注者に対する誓約書を下請契約の締結後直ちに提出させ、手順のとおり提出すること。
- (6) 下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、手順のとおり報告すること。
- (7) 発注者が、受注者が暴力団関係者に該当するのかわを確認するために、役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にはその者、法人である場合には条例第2条第3項アに規定する役員及びその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を手順のとおり提出すること。
- (8) 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団関係者から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、手順のとおり報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (9) 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導します。
- (10) 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、手順のとおり報告すること。

(裏面)

年 月 日

西脇市長様

(受注者)

住所

(所在地)

氏名

(法人名)

(代表者名)

印

役員一覧表

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	役 職 名		

※個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員等を記載してください。

※欄が不足する場合は、役員一覧表の内容を網羅した別紙を添付してください。

西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例 (抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(7) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(4) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(5) (7)又は(4)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者